

コロンビア及びペルー産植物の輸入検査における *Bactericera cockerelli* を対象とした緊急の暫定措置の実施について

## 1. 経緯

- (1) 検疫有害動物である *Bactericera cockerelli* (昆虫の一種) については、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の2の6項に規定し、輸出国に対し適切と認められる方法による綿密な検査を行い、本虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 今般、本虫について、コロンビア及びペルーの一部地域での発生情報を取得。 一方、両国における根絶又は封じ込めに向けた公的防除の情報は得られていないことから、両国に対し、本虫に対する公的防除の実施の有無を確認し、検疫措置について検討する予定。

## 2. 緊急の暫定措置

今般の情報を受け、両国から回答が得られるまでの間、本虫の侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

### (1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、コロンビア及びペルーからの規則別表2の2の6項に掲げる植物

### (2) 対応を行う期間

令和4年6月24日から当面の間

### (3) 検査対応

輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)別表第1で規定される検査数量の2倍の数量について、*Bactericera cockerelli* の卵、幼虫及び成虫の有無の綿密な確認